

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和3年第3回小坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本臨時会についての議会運営委員会を4月27日に開催いたしました。

本臨時会に係る案件は、条例の専決処分5件、令和2年度補正予算の専決処分7件、条例の一部改正1件、令和3年度補正予算1件、人事案件6件の議案計20件であります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、会期を本日1日間とすることを提案いたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎所信表明

○議長（目時重雄君） 日程第3、所信表明について。

町長から所信表明の申出がありました。これを許可いたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回小坂町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には
大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご審議いただく議案の説明に先立ちまして、町長選挙後、初の議会でありますことから、
貴重な時間を拝借し、ご挨拶と町政運営に当たっての所信と決意を表明させていただきます。

去る4月4日の町長選挙におきまして、皆様方をはじめ町民各位の力強いご支援を賜り小
坂町長に就任いたしました。町民の皆様の期待と信頼を双肩に感じながら、その使命と責任
の重大さに改めて身の引き締まる思いがしております。鉾山町として歩んできた歴史ある町、
そして日本屈指の景勝地である十和田湖を有する町のさらなる発展と、より個性的な町を目
指し、町民との対話を重視しながら町政に臨んでまいり所存でございます。

国に目を向けますと、昨年12月に国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し経済
を回復させ、新たな成長の突破口を切り開くべく、新たに国民の命と暮らしを守る安心と希
望のための総合経済対策を策定し、予算・規制・税制、さらには財政投融资を含むあらゆる
政策手段を総動員した力強い経済を講じることで、令和3年度中にはコロナ前の経済水準に
回帰させ、民需主導の成長軌道に戻していくとして、守りと攻めの視点から様々な対策など
を講じています。しかしながら新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、景気は感染症の

影響により、依然として厳しい状況にあり、この状況は今後も続くことが予想されます。

こんな中、小坂町の4月1日現在の人口は4,847人で、昨年4月1日の人口4,950人比べて103人の減少となり、依然として年間100人程度の減少が続いていて、第1期の総合戦略で示した目標人口よりも、やや下回って推移しております。私は、この人口減少をはじめとする様々な課題に対し真摯に向き合い、町職員と一丸となって最善の策を講じてまいる所存であります。

4月からは第6次小坂町総合計画がスタートいたしました。まちづくりアンケートの実施、まちづくり委員会や高校生からなるまちづくり未来委員会など、町民の皆様や町に関係する皆様からのまちづくりに対するご意見やご提言をいただいて策定したものであります。その期間は令和3年度から令和12年度までの10年間であり、この計画の目指すまちの姿は、「人と自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」であります。

小坂町には、十和田湖をはじめとする自然と共生する豊かな環境や、鉱山の町としての近代化産業遺産など、人、自然、文化の様々な魅力が現在のまちや暮らしの中に共有財産として受け継がれています。こうした魅力を地域の個性としてまちの発展に生かし、町民と共有しながらこれからも住み続けたいという誇りとして未来へ継承していくために、町民とともに目指していくという思いで推進してまいります。

この目指す姿の実現に向けて、「まち」、「ひと」、「しごと」をキーワードとした3つの重点プロジェクトに積極的に取り組みます。

1つ目の「まち」の安心・安全な暮らし地域づくりプロジェクトとしては、県事業のコミュニティ生活圏形成事業に参画し、集落における日常生活に必要なサービス機能の維持・確保を図り、小さな拠点の形成を目指すほか、みんなの地域づくり事業補助金を見直し、地域住民による自主的及び主体的な地域づくり活動ができるよう、使いやすい補助金といたします。

また、高齢者に対する基幹路線バス定期券及び回数券購入助成を新たに実施いたします。

安全で快適に暮らすためには、防災体制の充実が必要であります。防災専門官を改めて配置したほか、地域防災力の向上に積極的な人材を育成するために自主防災リーダーを養成いたします。

平成22年度から開始した住宅リフォーム支援事業補助金も見直しいたします。昨年度までに利用された方は全員リセットされ、新たに補助率及び上限額をアップし、また対象事業者も拡大して町民が利用しやすいようにいたします。

2つ目の「人」の次世代の人づくり、移住・定住促進プロジェクトとしては、空き家利活用を推進するために、全町を対象とした空き家調査を実施いたします。また町内では民間の賃貸住宅、共同住宅が不足している状況にあります。それを解消するために町有地の無償貸与もしくは低廉な価格での売却、固定資産税の減免などの措置を講じてまいりましたが、新たに建築費用の一部助成や民間活力を導入した住宅の借り上げなど就労者の町内定着を促すとともに、移住者向けの住宅需要に対応いたします。

若い世代をターゲットとした施策も必要であります。新婚世帯の新生活にかかる費用に対しても、新たに結婚新生活支援事業として支援してまいります。

3つ目の「しごと」の地元産業間の連携、地域活性化プロジェクトとしては、地元産業の活性化を目指すために、米だけに頼らない力強い農業を推進し、農業所得の向上を目指すために畑作振興センターを増築するほか、馬鈴薯選別機械の導入及び馬鈴薯集荷コンテナを購入いたします。

また現在、十和田湖和井内地区に整備を進めている道の駅については、十和田湖への玄関口として、また地域ブランド十和田湖ひめますの認知度向上及び観光の回遊ルートの拠点として、国内外の多くの観光客に十和田湖の魅力を発信できるよう、令和5年度のグランドオープンに向け、引き続き整備を進めてまいります。

このほか、早期利用再開を目指して、灯油ボイラーによるあかしや荘の改修事業に取り組みます。将来的には再生エネルギーとして、まきボイラーの併設も検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている中、引き続き新型コロナウイルス感染症対策及び停滞している地域経済活動の支援対策にも取り組み、町民の安心・安全を確保するため万全を期してまいります。

新型コロナウイルス感染拡大や重症者を防止する観点から、全ての世代の希望者に対して、新型コロナウイルスのPCR検査費用の一部を助成いたします。

また、地域経済活性化対策として、昨年に引き続き地域応援商品券を発行するほか、観光振興対策として緊急宿泊支援事業も実施いたします。

中小企業支援対策としても、新型コロナウイルス感染症対応経営維持臨時給付金を支給いたします。

私も、4期目となる町長選挙への立候補に当たり、引き続き「町民が主役のまちづくり」を公約に掲げました。これら施策を推進するに当たり、「主役は町民」を基本理念に町民との対話の機会を多く持ち、その声を大事にすることで、これら施策が町民の皆様の満足につ

ながるものとならなければなりません。しかしながら小さな町の財源は限られていますので、バランスのよい行財政管理・運営が必要となります。

そのためには議員各位並びに町民の皆様のご協力が必要であります。今後4年間、町長の職を務めるに当たり、町長として3期12年間に賜った以上のご助言ご指導を賜りますことを心からお願い申し上げまして、初議会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうか皆様よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） これで所信表明は終わりました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第35号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第35号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、小坂町町税条例を整理したほか、町税の減免申請手続の簡略化に関するものでございます。

主な改正点は、個人の町民税の非課税の範囲、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、宅地・農地等の固定資産税の特例、軽自動車税税率の特例延長、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除特例の拡充・延長、町民税・固定資産税の減免申請手続の簡略化などでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、1ページをお開きください。

地方税法等の改正により、町税条例の見直しが伴う主な改正内容5点について説明いたします。

1点目に、個人の町民税の非課税の範囲の見直しに伴い、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとする見直しを行っております。

2点目は、税務関係書類の電子化推進の観点から、電子提出に係る税務署長の承認を不要とするものでございます。

3点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和9年度までに延長するものでございます。

4点目は、固定資産税についてであります。令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置を3年間延長するものでございます。評価替えにより税額が上昇する土地については、令和3年度に限り令和2年度課税標準額に据え置くものとなっております。

議案審議の参考、2ページをご覧ください。

5点目は、軽自動車税についてであります。軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次に、4、その他の町民税及び固定資産税の減免申請手続の簡略化についてご説明いたします。町民税の減免申請については、前年度において減免を受けていた認可地縁団体及び収益事業を行っていない特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人について、2年目以降、減免事由に変更がないと町長が認めるときは、減免申請書の提出を省略するものとなっております。固定資産税の減免申請については、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者で2年目以降の生活保護法の規定による生活扶助を受けている者及び自治会等が所有する固定資産について前年度減免を受けていて2年目以降の減免事由に変更がないと町長が認めるときは、減免申請書の提出を省略するものとなっております。

以上、簡単ではありますが、町税条例等の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第36号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第36号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処

分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、小坂町国民健康保険条例の一部改正が必要となり、傷病手当金の支給に関する条文の整理を実施するため、3月31日に専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第37号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第37号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、国民健康保険税の減額の条項において、特定継続世帯の減額金額の訂正に関するものでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、33ページから37ページに新旧対照表を掲載していますのでご覧ください。

国民健康保険税の減免について、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方がいる世帯に対する負担を軽減するため、平成25年度に特定継続世帯割が新設されました。このときの条例改正において、本来、特定継続世帯の平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の4分の3とするべきところを、誤って特定世帯の2分の1としていたことから、今回正しい金額に訂正するものでございます。

なお、国民健康保険税の計算においては法に基づく正しい金額で計算されており、税額に影響がないことを確認しております。このたびは条例に誤りがありまして大変申し訳ございませんでした。

以上、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第38号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第38号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、昨年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免措置を講ずるためのものであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、38ページ、39ページに新旧対照表を掲載していますのでご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税の減免措置を延長するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期の末日が到来する令和3年度分の税額に限り適用することとなっております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第39号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第39号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免対象となる期間を延長するものであります。

これまで減免の対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料でしたが、令和3年3月12日付けの厚生労働省の通知により、令和2年2

月1日から令和4年3月31日までの間に延長することとなりました。

減免の対象となるのは、これまでと同様、新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の前年所得合計額が400万円以下で、収入額が一定水準で減額となった場合であります。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきましてご説明をさせていただきます。

議案審議の参考、40ページをお開きください。

本条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険第1号保険料の減免に関しまして、令和2年6月に条例の一部改正を行い、令和2年度末までの納期限の保険料を減免適用といたしておりましたが、令和3年度においても同様の減免を行うこととされていましてことから、適用保険料の期間を令和4年3月31日まで1年間延長するものであります。

このため、条例制定附則第7条第1項を改正したほか、同条第1項第1号及び第2号中の条文を国の定義にあわせて条文を整理いたしております。また本条例では減免対象者を規定し、減免割合等は条例施行規則で規定しております。

審議の参考、42ページの表は条例施行規則の一部改正後の内容でございます。表中区分の下段ア及びイの合計所得額の区分けを200万円から210万円に国基準にあわせて改正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第40号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第40号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、公共下水道事業の起債借入額増額及び下水道工事費に予算不足が生じたことから調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月19日付で措置したものであります。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億743万6,000円としたものであります。

歳出では、下水道管理費を精算により7万1,000円減額、下水道建設費は単独工事費の増などにより98万9,000円を増額、公債費利子を2,000円増額しております。

歳入では、下水道使用料18万円を減額、下水道債110万円を増額しております。

第2条の地方債補正では、起債発行額の限度額を調整し、その総額を110万円増の9,300万円としております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第41号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第41号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

まず、専決処分をいたしました理由であります。年度末において、決算見込みにより歳入歳出予算に過不足の調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付で措置したものであります。

本専決処分による補正予算は、既決予算額53億1,318万1,000円に、歳入歳出それぞれ

8,773万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億91万3,000円としたものであります。

補正予算の歳入であります。町税の収入見込額、特別交付税及び譲与税並びに交付金の決定額を予算化したほか、国県支出金等の収入額の確定等によって、それぞれ科目を調整しております。

次に、歳出予算であります。決算見込額での調整が主なものであります。予定していた事務事業はおおむね順調に執行することができ、予算編成から執行まで議員の皆様からご指導いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

この補正の歳入歳出予算の調整としては、今後の財政運営等に備え、財政調整基金への積立金1億6,342万2,000円と、公共施設等総合管理基金への積立金1億円をそれぞれ措置いたしました。この結果、令和2年度末の財政調整基金の残高は10億1,055万3,000円に、公共施設等総合管理基金の残高は2億円となります。

第2条の繰越明許費補正では、屋内温水プール設備補修事業の事業費の確定により、繰越明許額を621万4,000円から350万円に変更しています。

第3条の地方債補正においては、事業費の確定等により発行額の限度額を調整し、その額を2,094万4,000円減の2億4,582万7,000円としています。

主な内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 令和2年度一般会計補正予算（第13号）の詳細について説明いたします。

本補正は、町長が提案理由で申し述べましたとおり、決算見込みで調整した最終補正予算であります。

まず歳入から説明いたしますので11ページをお開きください。

1款町税は、税額の確定見込みで予算調整を行いました。

3項軽自動車税、1目環境性能割及び5項1目入湯税は、収入状況からそれぞれ176万3,000円と342万4,000円の減額の予算措置を行いました。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税から、12ページの9款1項1目地方特例交付金までについては、令和2年度の交付決定額で予算化しました。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税が既決予算額2億116万5,000円に対して1億3,350万7,000円増の3億3,467万2,000円で決定しました。令和元年度交付額が3億5,911万

3,000円でしたので、2,444万1,000円・6.8%の減となっております。地方財政対策においては2.5%の増、全国各自治体への交付額は6.6%の減、秋田県町村平均では2.8%の増となっていました。当町においては昨年度算入された町民税の法人税割修正分がなくなったことが主な要因と思われます。

11款交通安全対策特別交付金は、交通反則金を収入の原資として、交通事故発生件数及び改良済道路延長等を基に交付額が算定され9月と3月に交付されるものですが、その算定において9月期に交付すべき額が25万円に満たない市町村には当該年度において交付金が交付されないことから、小坂町もこれに該当し今回は交付されませんでした。

13ページに移ります。

13款使用料及び手数料以下、19ページの21款町債までは、それぞれの決定額あるいは収入見込額等で整理をしております。

20ページをお開きください。

次に、歳出に移ります。

各款項目の主な補正内容を説明いたします。

歳出は、各科目で不用額が生ずると見込まれるものについて整理をしています。また補正額の財源内訳欄の数値は、歳入の調整に伴うそれぞれの充当財源の増減額です。職員人件費の調整は、実績見込みによる会計年度任用職員の報酬、給料、時間外勤務手当、退職手当及び職員共済組合負担金を減額するものです。

1 款議会費は、各科目にいて不用見込額の整理を行っております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、一般経費の不用見込額を精算しています。

2 目文書広報費は、広報こさかに係る印刷製本代などの不用見込額を減額しています。

4 目財産管理費は、町有財産管理に係る経費の不用見込額を減額しています。

5 目企画費は、各事業における不用見込額の精算のほか、補助金では実績に基づきそれぞれ減額をしています。

22ページをお願いします。

6 目電子計算費は、機器の保守料及びリース料等の精算のほか、秋田県町村電算システム共同事業組合の負担金の不用見込額を減額しています。

7 目基金費は、ふるさと納税に係る返礼品、送料及び委託料を減額しているほか、収支予算調整の結果、2億6,342万2,000円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に1億6,342

万2,000円、公共施設等総合管理基金に1億円をそれぞれ積み立てることとしたものです。この予算補正の結果、令和元年度末に10億3,898万7,000円であった財政調整基金残高は、令和2年度において3億1,379万3,000円を取り崩して2億8,535万9,000円を積み立てたことから、令和2年度末残高は10億1,055万3,000円となり、公共施設等総合管理基金の令和2年度末残高は2億円となりました。

また、未来創生基金への積立てについては、2,000万6,000円を予算化していましたが、収入見込みにより96万4,000円を減額しています。

なお、令和2年度のふるさと納税としての未来創生基金への寄附は1,903万5,000円で、令和元年度は1,192万2,000円でありましたので711万3,000円の増となりました。

8目バス運行費は、実績見込みにより不用見込額を精算しています。

9目町史編さん費は、会計年度任用職員報酬を実績により減額しています。

2項徴税费、2目賦課徴収費は、諸手数料のほか町税過誤納還付金と還付加算金をそれぞれ減額しています。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード普及促進のための経費などの不用見込額を精算しているほか、マイナンバーカード発行枚数の増に伴い地方公共団体情報システム機構に対する負担金も増となり、161万4,000円を追加措置しました。

5項1目統計調査費は、国勢調査事業の終了により不用見込額を減額しています。

6項1目監査委員費は、監査委員に関する経費を実績により減額しています。

24ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、実績により不用見込額を精算しているほか、国民健康保険特別会計予算での保険給付費等の見込みによる減で繰出金を848万9,000円減額しました。

2目高齢者福祉費は、各種サービス事業に係る業務委託料及び補助金と敬老祝金を、3目老人憩の家管理費は休業による指定管理料の精算により、それぞれ減額しています。

4目医療給付費は、18節後期高齢者医療共通経費53万2,000円と、19節医療扶助費について、その実績見込額により合わせて1,217万円を減額しているほか、後期高齢者医療広域連合への保険料納付額の増により、後期高齢者医療特別会計への繰出金を90万4,000円追加しています。

5目障害者福祉費は、19節扶助費について、その実績による1,147万2,000円の減額が主なものです。

6目福祉保健総合センター管理費は、修繕料及び指定管理料の精算により減額しました。

7目介護保険費は、介護保険特別会計の保険事業勘定分について、保険給付費等の支払いの実績に応じた減額176万円を繰出金として計上しています。

8目交通安全・防犯対策費は、それぞれの科目の実績見込みにより精算しています。

26ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、児童手当、すこやか育児手当などを精算により、合わせて212万9,000円減額しています。

2目児童運営費は、児童運営費委託料、小坂マリア園に対する補助金、在宅育児支援給付金給付事業交付金など、それぞれの実績見込みにより減額しています。

3目子育て世帯臨時特別給付金給付費は、事務費の実績により精算しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、かつの厚生病院医師確保対策支援補助金の減額が主なものです。

2目環境衛生費は、環境審議会や部会の開催実績による18万2,000円、公衆トイレの光熱水費40万円の減額などです。

3目公害対策費は、相内鉦山休廃止鉦山坑廃水処理事業の精算による減額が主なものです。

4目予防費は、定期予防接種者の減、高齢者へのPCR検査数の減、新型コロナウイルスワクチン接種の繰延べによる減額となっています。

5目母子保健指導費は、乳幼児及び妊婦健診に係る経費をその実績により21万8,000円、不妊治療等助成は実績に基づき102万4,000円、それぞれ減額しています。

6目健康増進事業費は、各種検診受診者の実績による266万9,000円の減額などです。

28ページに移ります。

7目資源循環推進費は、生ごみ処理器のモニター及び生ごみ処理器を新たに購入する方がいなかったため減額しています。

2項清掃費、1目清掃総務費は、川とまちをきれいにする運動の規模縮小による精算により、それぞれ減額しています。

3項1目診療所費は、歯科診療所特別会計での運営費等の精算により繰出金384万9,000円を減額しています。

4項水道費、1目水道整備費は、新型コロナウイルス感染症対策による十和田湖地区の水道使用料減免分を精算しています。

5款労働費、1項1目労働諸費は、実績見込みにより資格取得支援事業補助金、新型コロ

ナウイルス感染症対応雇用維持助成金、新型コロナウイルス感染症対応緊急雇用維持助成金などを減額しました。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、農業委員の費用弁償等を精算し減額しています。

3目農業振興費は、農業者経営継続支援事業補助金及び戦略作物種子購入補助金などを実績に基づき、それぞれ減額しました。

6目農地費は、修繕料及び資材費の精算により減額しています。

2項林業費、1目林業振興費は、森林環境整備事業の精算により減額しているほか、歳入として入金となる森林環境譲与税相当分を森林環境整備基金として積み立てるために345万円を措置しました。

30ページに移ります。

7款1項商工費、2目商工振興費は、七滝活性化拠点センターの各経費の精算のほか、新型コロナウイルス感染症対応の補助金及び交付金において、それぞれ実績に応じて合わせて536万3,000円を減額しました。

3目観光費は、各事業における不用見込額を精算しています。

4目康楽館費は、康楽館の管理に係る経費などの精算による減額です。

5目小坂鉱山事務所費は、実績見込みによる小坂鉱山事務所及び天使館の修繕料の減額です。

6目国際交流推進費は、後任の国際交流員がコロナ禍により来日できないことから報酬を減額しているほか、自治体国際化協会及び全国自治体国際文化研究所負担金を全額減額としています。

7目小坂鉄道レールパーク費は、実績見込みによる修繕料等の減額です。

8目地域連携DMO推進費は、秋田犬ツーリズムが実施している事業の精算により負担金を72万円減額しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、木造住宅耐震診断委託料のほか、住宅リフォーム、融雪装置設置及びブロック塀等撤去に対する補助金等を実績にあわせて264万8,000円減額しています。

32ページをお願いします。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、町道除雪等業務委託料の不用見込額972万5,000円と私道整備費補助金100万円が主な減額です。

2目道路橋りょう新設改良費は、十和田湖和井内エリア整備事業の精算により、不用額を減額しました。

3項河川費、1目河川総務費は、県境にある神田川の河川整備終了による負担金の精算です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費は委員報酬を、2目公園管理費は修繕料を、3目下水道費は新型コロナウイルス感染症対策としての十和田湖地区の観光事業者等下水道使用料減免分をそれぞれ精算しています。

5項住宅費、1目住宅管理費は、実績により不用額をそれぞれ減額しています。

9款1項消防費、2目非常備消防費は、実績によりそれぞれの科目を、3目消防施設費は小坂班ホース乾燥塔工事費全額を、4目水防費は費用弁償及び車借料を、5目災害対策費は不用見込額を、それぞれ実績に基づき減額しております。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、交際費及び車借料を実績により減額しています。

2目事務局費も、実績により減額しています。

34ページに移ります。

3目教育助成費は、主なものとしてスクールバス等運行実績に基づく精算のほか、子ども子育て支援事業施設型給付費は該当児童がなかったことから全額減額しております。

2項小学校費、1目学校管理費は実績に基づく減額、2目教育振興費は教育振興事業や通学費の不用額を減額しています。

3項中学校費、1目学校管理費も実績に基づく減額、2目教育振興費は教育振興事業、各種大会派遣費補助金や援助費の不用額を減額しています。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は、教育活動サポーターの活動実績による報償金の精算などを減額しました。

2目生涯学習推進費、3目芸術文化振興費、36ページに移りまして、4目社会教育施設管理費及び5目公民館事業費でも各経費の不用見込額を精算しております。

6目図書館費は、令和2年度に導入した図書館システム構築事業に係る経費の精算が主なものとなっています。

7目郷土館費は、各経費の不用額を減額しています。

5項保健体育費は、1目保健体育総務費、2目体育施設費、3目屋内温水プール費及び4目学校給食費について、各経費の不用見込額を整理しています。このうち3目屋内温水プー

ル費の設備補修工事費は、重油タンクの更新に係る不用額となっています。

12款1項1目の長期債元金償還金は、不用額を減額しているほか、2目の長期債利子償還金405万5,000円の減は、当初予算編成時に、起債の借入額利率を高め設定していたことなどにより不用額が生じたものです。また令和2年度の会計運用に当たり一時借入れの措置を行わなかったことから、これに係る利子として予算化していた65万8,000円を減額しました。

次に、8ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。

屋内温水プール設備補修事業の事業費の確定により、繰越明許費を621万4,000円から350万円に変更しております。

第3表地方債補正です。変更は6件で事業費の精算等に伴いそれぞれ調整し、総額から2,094万4,000円減額して、地方債の限度総額を2億6,677万1,000円から2億4,582万7,000円に変更するものです。

以上で、令和2年度一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第42号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第42号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決予算は、国民健康保険特別会計の決算見込みにより、令和3年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額から歳入歳出とも140万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,140万4,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから、一般被保険者療養給付費6万4,000円、退職被保険者療養給付費12万円、一般被保険者療養費40万1,000円、退職被保険者等高額療養費6万円、委託料の確定により特定健康診査検診委託料43万3,000円をそれぞれ減額し、基金積立金を7千円増額しております。

歳入補正の主な内容は、災害臨時特例補助金が17万円の増額、療養費等相当額が交付される普通交付金は、当初交付予定額より療養費等が少額であったため85万5,000円の減額、特別交付金は交付額確定より677万円の増額、一般会計繰入金は繰入額確定により848万9,000円の減額、諸収入は一般被保険者第三者納付金など84万9,000円増額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第43号 令和2年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第43号 令和2年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより、令和3年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額に歳入歳出とも271万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,179万2,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容は、一般管理費を3万1,000円、徴収費を5万6,000円それぞれ減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を290万3,000円増額しております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が196万8,000円増額、手数料が6,000円減額、一般会計繰入金、事務費繰入金を26万円減額、保険基盤安定繰入金を116万4,000円増額、保険料還付金を15万円減額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

して、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第44号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第44号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、介護保険特別会計の決算見込みにより、令和3年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

保険事業勘定は、既決予算額から歳入歳出ともに1,617万6,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を8億1,327万4,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容であります。保険給付費において、給付費等の実績に基づき介護サービス給付費500万円、高額医療合算介護サービス費90万円、特定入所者介護サービス等給付費107万4,000円をそれぞれ減額、地域支援事業費において、実績に基づき869万2,000円を減額しております。

歳入補正の主な内容であります。国庫支出金336万4,000円を増額、支払基金交付金1,123万5,000円、県支出金180万4,000円、一般会計繰入金176万円、基金繰入金460万円をそれぞれ減額し予算整理をしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第45号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第45号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、歯科診療所特別会計の決算見込みにより、令和3年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも94万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5,887万円にしたものであります。

補正の内容であります。歳出において、総務費及び医療費を実績にあわせて減額を行い、歳入においては、1款診療収入を181万9,000円、4款諸収入を108万6,000円増額し、財源調整として3款一般会計繰入金384万9,000円を減額し調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第46号 令和2年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第46号 令和2年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、菅原ヤエ奨学資金特別会計の決算見込みにより、令和3年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

本補正予算は、奨学資金の新規利用者が当初見込みより少なかったことに伴い、既決予算額から歳入歳出とも51万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を248万5,000円にしたものであります。

歳入につきましては、基金繰入金を51万8,000円減額し、歳出におきましては、貸付金を240万円減額し、基金積立金を188万2,000円増額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、学校運営に保護者や地域住民の意見を反映させることを目的とした仕組みを、これまでの学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行することに伴い、別表に規定する職名及び報酬の額を改めるものであります。

本町において、平成15年度から導入しておりました学校評議員は、制度上、学校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べていただくものでありましたが、今年度から導入いたします学校運営協議会は合議制の機関として設置するもので、学校運営の基盤である教育課程や教職員配置について、保護者や地域の方々が責任と権限を持って意見を述べることが制度的に保障されております。

また、学校運営協議会の委員は、非常勤特別職の地方公務員としての身分を有することから、本条例案の別表において、職名を学校評議員から学校運営協議会の委員に改め、報酬の額を年額5,000円から日額2,200円に改めるものであります。

今後は、学校運営協議会の円滑な運営により、保護者や地域住民の方々から学校運営に参画していただき、学校、家庭、地域、行政が一体となって、子どもたちの健全育成、学校運営の改善、よりよい教育の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第48号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第48号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度当初予算は、町長選挙を控え、骨格予算を基本として編成し議決をいただいた

ところであります。

このたび、4期目の町政を託されたことを受けまして、第6次小坂町総合計画に基づいた令和3年度の施策に関する予算及び緊急を要する予算等について提案させていただきます。

既決予算額39億4,300万円に、歳入歳出それぞれ3億6,938万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億1,238万7,000円にするものであります。

また、今回起債を充当する事業があることから、第2表地方債補正において1億3,520万円を追加いたします。

今回の補正予算の主な内容は、4月27日開催の議会全員協議会において説明させていただいているところでありますが、改めましてその細部について、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 一般会計補正予算（第1号）の詳細について説明いたします。

歳出から説明しますので、8ページをお開きください。あわせて令和3年度予算（案）の概要の14ページからもご覧ください。また項目ごとに係る歳入についても併せて説明してまいります。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費は、第6次小坂町総合計画がスタートしたことから、これにあわせて町勢要覧を新たに4,000部製作する経費として277万8,000円を計上しています。

4目財産管理費は、各公共施設のウイルス感染対策として、十和田オーディオ株式会社が販売している低濃度オゾン発生器30個の購入費用として、消耗品費と衛生用器具費に115万1,000円、旧十和田小中学校体育館屋根の破損修繕料18万円、役場本庁舎前看板改修工事費29万9,000円をそれぞれ計上しました。

5目企画費です。12節業務委託料は、当初予算において公共交通地域計画作成委託料352万円を計上しておりましたが、法定協議会である小坂町地域公共交通活性化協議会において計画を作成する必要があることから委託料分を減額しているほか、町内全域の空き家現況調査を実施する経費として62万7,000円を計上しています。

18節の負担金は、小坂町地域公共交通活性化協議会に対して公共交通地域計画作成分などとして251万9,000円を計上しました。

補助金は、若い世代の移住・定住促進策として、新婚世帯の新生活に係る費用に対して支

援するために、結婚新生活支援事業補助300万円、高齢者に対する基幹路線バス定期券・回数券購入費助成事業補助として54万円、町内に住宅を確保するために民間による賃貸住宅建設に対する一部補助として500万円をそれぞれ新たに措置しました。

財源内訳欄の国県支出金は、公共交通地域計画作成に係る国庫補助金50万円を減額したほか、新たに結婚新生活支援事業国庫補助金45万円を、地方債は定住促進賃貸住宅建設費補助に対して過疎債500万円を、その他は結婚新生活支援事業に対して未来創生基金繰入金255万円をそれぞれ充当しています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、県事業で市町村が実施する新型コロナウイルス対策生活応援事業の対象者を抽出するシステム改修委託料として198万円を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、新型コロナウイルス対策生活応援事業費県補助金です。

2目高齢者福祉費は、令和元年度から3年度までの方を対象に、金婚式を開催する経費として新たに127万1,000円を計上したほか、18節の高齢者地域支え合い支援事業補助金を1人当たり1,000円から2,000円に増額し130万3,000円を追加しています。

3目老人憩の家管理費は、早期利用再開を目指してのあかしや荘改修工事費5,105万1,000円を計上しました。今回は灯油ボイラーによる改修としますが、将来的には再生可能エネルギーとして、まきボイラーの併設も検討していきます。

財源内訳欄の地方債は、秋田県市町村振興資金です。

5目障害者福祉費は、福祉タクシー事業の利用枚数を拡大することとして63万5,000円を追加しています。

6目福祉保健総合センター管理費は、ゆーとりあ2階の温水器設置及び交換工事費として170万5,000円を計上しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費は、公衆トイレ2か所のパネルヒーター等の修繕料を計上しました。

4目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に対応するための職員の時間外勤務手当と、業務委託料はワクチン接種の受付用コールセンター設置委託料として600万円を追加したほか、希望する無症状者への新型コロナウイルスPCR検査を実施する経費として200万円を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金250万円と、新型コロナウイルス感染症に係る高齢者等への検査助成事業国庫補助金11万

7,000円です。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、米だけに頼らない力強い農業を推進し農業所得の向上を目指すために、畑作振興センターを増築するほか、馬鈴薯選別機械の導入及び馬鈴薯集荷コンテナ購入として合わせて7,843万7,000円を計上しています。また高齢化や大規模化に対応するICTや新技術を活用したスマート農業・林業経営に対して支援するため、農業新技術導入支援事業補助として新たに48万4,000円を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金は、元気な中山間農業応援事業県補助金3,746万5,000円、地方債は過疎債3,960万円です。

7款1項商工費、2目商工振興費は、地域経済活性化対策として全町民を対象に、1万円分の飲食にも使える商品券と2,000円分の飲食券を配布する地域応援商品券発行事業の経費として6,364万5,000円を計上したほか、中小企業支援対策として、売上げが戻らなく経営が厳しい事業所に対して、新型コロナウイルス感染症対応経営維持臨時給付金を1事業所当たり20万円の支給を予定し、1,500万円を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,498万1,000円と新型コロナウイルス対策生活応援事業費県補助金1,366万4,000円です。

3目観光費は、観光振興対策として県内在住者を対象に5,000円の助成券、5,000枚を発行する宿泊助成券発行事業に係る経費として3,002万円を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

10ページに移ります。

4目康楽館費は、舞台照明設備改修実施設計委託料として457万1,000円、外壁前面部塗装補修工事費309万1,000円、楽屋エアコン更新工事費27万7,000円を計上しています。

5目小坂鉱山事務所費は、トイレの洋式化工事費を計上しました。

7目小坂鉄道レールパーク費は、あけぼの号の個室エアコン通気口修繕料として101万3,000円、3年目となる小坂鉄道レールパーク枕木交換工事費543万2,000円のほか、手回しトロッコ購入費30万9,000円を計上しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、秋田県の電子入札システムを導入する経費として240万円を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、町道停車場線街路灯の漏電修繕料を計上しています。

3項河川費、2目河川整備費は、防災対策として河川の護岸改修1か所及びしゅんせつ3河川分で500万3,000円を計上しました。

9款1項消防費、3目消防施設費は、消防団小坂班のホース乾燥塔更新工事費481万5,000円を計上しています。

5目災害対策費は、地域防災力の向上に積極的な人材を育成するために、県の補助事業である自主防災リーダー育成支援事業に参画することとして、その経費分67万5,000円を措置しました。

財源内訳欄の国県支出金は、自主防災リーダー育成支援事業費県補助金です。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、令和3年度から学校評議員制度が学校運営協議会制度に移行することから予算の組替えをするものです。

2項小学校費、1目学校管理費は、小坂小学校の環境整備及び利用向上事業の5事業分として865万4,000円を計上しました。

財源内訳欄のその他は、新総合教育エリア振興基金からの繰入金です。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費は、七滝コミュニティーセンター内に陶芸教室を移転、整備する経費として494万1,000円を計上したほか、交流センター・セパームの照明器具LED化改修工事費として529万8,000円を計上しています。

5項保健体育費、2目体育施設費は、陸上競技場トラック改修工事費3,967万7,000円のほか、交流センター・セパームのアリーナ屋根防水改修工事費597万6,000円、中央公園や野球場入口照明器具LED化更新工事費96万8,000円を計上しています。

財源内訳欄の地方債は、陸上競技場トラック改修に対応する過疎債です。

6ページをお開きください。

これまで説明しました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源7,128万円は、財政調整基金を取り崩して措置しております。

次に、4ページをお開きください。

第2表地方債補正では、4事業への起債を合わせて1億3,520万円を追加し、地方債の限度額を2億6,370万円から3億9,890万円に変更するものです。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前 11時53分

○議長（目時重雄君） 再開します。

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○10番（熊谷 聡君） 第6款の農林水産業についてお聞きいたします。

畑作振興センター増築及び馬鈴薯選別機の導入ということで、それから馬鈴薯集荷コンテナの購入ということで合計で7,800万円、それから去年、播種機と、それから収穫機で約3,000万円以上の投資をしているわけですが、それに対して将来性がちょっと不安だということで、私の提案でございますけれども、小坂町馬鈴薯開発公社または小坂町の公社という立ち上げをしてはどうかということで質問させていただきますけれども、また町長と、または副町長の答弁をお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） ただいまの質問についてお答えいたします。

小坂町、今、大規模作物産地という県の方針にのっとりジャガイモの栽培に努めております。県からも応援をいただき、これらの事業を行うに当たって約2分の1の補助金を受けながら事業を進めているところであります。

この事業を進めるに当たって、町では小坂町ポテトコントラクターなる組織を組織しまして、この事業を推進しているところであります。今、熊谷議員おっしゃったように、今後これを継続していくためには議員から今提案のあった公社あるいは法人等の設立も必要になってくるかと思っております。町としてもそういった法人、公社等の設立に向けて様々な支援をしな

がら、この事業の継続を図るためにいろいろお手伝いさせていただきたいなというふうに考えています。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

○8番（鹿兒島 巖君） 今回の熊谷議員の質問に関連して、いずれおっしゃっているように、いつまでも町が主体になるということではいけないだろうと。その基礎をつくるという意味で今取り組んでいるということだと思います。答弁がありましたように、方向としてはそういうことを思っていると思うのですが、ある意味では年次計画的に、いつ頃の時期にどういうものをしていく、あるいは民間できちっとその事業が行われるような方向に向けての計画といたしますか、それをやっぱり示していただく必要あるのではないかと。方向としては分かりましたけれども、少なくともいつ頃までに何をして、いつ頃までにそういった事業として成り立つ方向を示せるのかという計画的なものを、もう少し明確にさせていただく必要はあるんじゃないだろうか、年次計画的な方向性についてどういうふうに考えているか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 今、鹿兒島議員から質問がありました。その点につきまして熊谷議員からも同様の質問でありますので、そういった今後の見通しを皆様にお示しできるような、そういった年次スケジュール的なものを併せて皆様に機会を設けてお示ししたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 2点ばかり、お尋ねしたいと思います。

まず1点目は、総務費の企画費、定住促進賃貸住宅建設費でありますけれども、これは中身的にはどういうことを想定されての500万円なのか、その中身を少し教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 今回の補助金は、全く民間がアパート形態のような、アパートに限らず戸建て住宅的なものも該当にしますが、全く民間が建ててくれたものに対して補助金を出すという考えでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私の知りたいことは、その補助率を例えばどういうふうに考えてい

るかとか、今、一戸建てなのかアパート形態なのかというふうなことの、それは施工する側の自由選択だというのであればそれでもいいのですけれども、何かそういう要綱というか、こういう制度を設けるからには、きちんとした何か計画を立てたものがあるのではないかなと思ってお尋ねしておるわけです。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） この予算が可決されましたら制定する予定で、今要綱の案はつくっております。一戸建て、あるいは集合住宅、どちらも補助の対象としますけれども、19.8平米以上49.5平米未満の住宅に対しての助成は1棟当たり100万円を限度として3.3平米当たり12万円を限度、それからそれ以上の49.5平米以上の住宅に対しては1棟当たり200万円を限度として1戸3.3㎡、1坪当たり10万円で補助をしたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 中身的には分かりました。それで取り組んでくれる方がいてくださればいいですけれども、非常に補助率もあまりよくないとか、私から言わせればそういう感想を持ちます。

それから、もう1点、老人憩の家の管理費でありますけれども、先ほどの説明では近い将来、木材を使えるようなそういう設備を考えていきたい、そういう説明があったわけですが、私はもちろんおやりになるのであれば早くおやりになるべきでないかな、そういう考えから質問させていただきたい。二酸化炭素を少なくして地球温暖化を防ぐというのは、これは世界的にも今非常に問題になっていると。G7だかなんだかにもそういうことがさらに話題になっていると言っていますから、むしろ今手かけるのであったら、そういうのに手を挙げて、国も施策として進めると言っているわけですから、お金を引っ張り出すということを取り組まれたらいかがかかと、そうでないとまた二重投資になって、今やったものが二、三年のうちに、まだ使えるものを取り外して、またお金をかけてやる。国から金もらうのであれば何でもいいという、私はそうは思わないですね。つまりは国が金を出すものにして、いずれは我々国民が税を負担したものが回り回ってくるわけですから、やはり無駄なものは省いて計画的に施工計画を組んでいくというのは基本的な考え方でなければ私はいけないだろうと、そう思うのです。ですからその辺、福祉の課長さんはどう考えているのですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） あかしや荘につきましては、議会からも要望として早期の再開を望むというようなことでの意見もいただいております。そうしたことから、今回の補正予算

に計上しておりますのは、あくまでボイラー、沸かし湯での対応ということで進めていきたいということで、一日も早い再開をとにかくしていきたいというふうに考えております。

ただし、町長のほうからも、今、小笠原議員のほうからご指摘を受けました、やはりエコに配慮した形での、将来的にそういった配慮が必要だろうということも指示を受けておりますので、その中で後追いになると思いますが、いずれ現在の灯油で対応するボイラー、プラスでまきで対応できるボイラー併用型で何とかできないかということで、現在内部で検討しているというような状況でございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） いずれにしても、せっかくやって1年か2年で取り外しして、使えるものがまた使えなくなるということのないように、きちんと計画を立てたほうがいいだろうと思います。油のものもある程度使えるようにしておいて木も使えると。両方、どっかがトラブったときには、どちらかできちんとカバーして全く使えないものにはならないというそういう備えも必要だと思いますから、ぜひ設計段階でそういうものもちゃんと考えていくんだよという設計をしていただきたい。そう要望しておきたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 定住促進賃貸住宅補助金の関係ですが、この種のものっていうのはなかなかよかろうと思ってつくっても、なかなか手を挙げないというのがこれまでの経過ですよね。結局予算化したけれども活用されないでゼロになったと、減額修正という経過がなかなか見えているわけで、今回のこの予算編成に当たって具体的に民間からそういう要望というか、こういう制度があったらいいなという具体的に把握した上で、あるいは制度ができたら手を挙げたいということが具体的に聞こえてきた中での予算計上なのかどうなのか、ちょっと心配なのです。何度か予算計上したけれども、減額補正でゼロにしたという経過がこの種のものについて目立っておりますので、予算編成に当たってそういうところについての手だてはどういうふうに行ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 今回の予算計上に当たっては、企業からの直接的な申入れ等はありませんでした。今回の予算の策定に当たっては他市町村の事例を参考にして制度の設計をしたところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） せっかく予算化するわけでありますので、ぜひ今後、予算編成後に積極的にPRをして予算活用されるような取組というのが大事なのではないかと思っておりますので、その点だけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質問ないですか。

11番。

○11番（椿谷竹治君） 10款教育費なのですが、陸上競技場のトラック改修4,000万円ぐらいの金額がついていますが、これに関してちょっと質問というか教えていただきたいのですが、10年ほど前にあそこは改修があったかと思うのですが、そのときには公式のタイムとかそういうものがもうできないので、しっかり改修しなければならないというような感じで改修を大がかりにやったという認識を私は持っていたのですが、今回の改修の目的というのはどういうことなのか。

というのは、確かに記念陸上競技場で非常に小坂町にとっては大事な競技場だとは思いますが、最近の何年か見ていると、ほとんど利用されていない。せいぜい運動会とかその辺しか利用がないんじゃないかなと思ってまして、それ以外は町外の方が夕方から夜にかけてずっと頻繁に利用していると。そういう状況の中でこの金額をかけ、また話によると、これはごく一部で、まだ全面的にとすると来年なり、また再来年にプラスして計上されるというような話を聞いていますので、それだけのお金をかけてやる必要性というのを教えていただきたいなと思っております。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 以前の工事につきましては、平成24年に1コースと8コース、主に使われているところで傷んでいるところを改修しております。まず公認を取るためには莫大な費用がかかるということで公認は断念したわけなのですが、必要な改修はしていくということで年次計画でやっているところです。

今回の補正予算につきましては、スタートとゴール、それから2コース、3コースの予算で3,900万円ほどとなっております。スタート、ゴールにつきましては、かなりすり減っておりまして、雨の日とかは濡れていると滑るということで危険ということでスタート、ゴールは改修させていただくものです。

2コース、3コースにつきましては、まず一気ににはできないので2コースずつ改修したいということで、2コース、3コースも追加して予算計上しております。3,900万円余りかか

っているわけですが、学校の授業でも使っております。また部活動、それから行事としては少ないのですが、全町の駅伝大会とか、あと健康増進のために町民も使っておりますので、必要な改修はしていきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（椿谷竹治君） 分かりましたが、そんなに活用されているという、今説明あったように授業、部活という話ではありますが、それほどそんなに使っているのかなという、ちょっと今疑問を感じました。

それと、あと結構傷んできている理由というのが、冬場にあの競技場に雪を一生懸命運んで積みあげてスキーの大会とかそういうのをやっているというのは、せっかくお金をかけて整備して、それをスキーという目的が違うような形で使われていくというのを、その辺が実際問題として本当に管理としていいのかなという疑問もありますので、その辺はしっかり検討していただきたいなと前々から私、その件に関しては言っているつもりなのですが、その辺のことについてもちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 昨年度は野球場と競技場を利用して、アカシアスプリントを実施させていただきましたけれども、まず競技場とか野球場の地面については傷つけないようにということで細心の注意を払いまして、積雪量もチェックしながらやっております。

まず、町なかでやる大会ということで町民の方が気軽に観戦にも来ていただけると、スキーの競技に興味を持っていただけるということで、こちらもやっぱり競技場、野球場には傷つけないように実施していきたいと思っています。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（椿谷竹治君） 説明は分かるのですが、小坂町というのは豪雪地帯でもありませんので、どうしても毎年のように雪を運んでこなければならないとかそういうことになるので、その辺も本当に町の中心部でやる大会が非常にメリットがあるのだというのは再三言われているようなのですが、私は地区的、地域的に本当に必要なのかなという疑問を感じているところですので、その辺を今後いろいろ進める中でも検討しながら進めていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

6番。

○6番（秋元英俊君） 9款消防費、5目の災害対策費、18節負担金補助及び交付金の中で、自主防災リーダー育成支援事業というのがありますが、予算的に67万5,000円と少ない中ではありますが県の支出金が30万円、約半分を取られているということは、県が主導でリーダーを育成していこうということであると思うのですが、簡単にその内容を教えていただければと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） これから多発するであろう災害に備えて、町の災害に対するリーダーを育成するために研修に行っていたりとか、そういう町のリーダーになる人を選定して、その方を養成する、そういうための事業です。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 防災・減災の中でリーダーを育てていくというのは当然のことです。これは県の主体でありますから、各市町村にもこういう交付金、支出金を出して、みんなそれに倣ってやっていく事業だと思っています。恐らく県の考え方としては、県の自主防災組織の割合がこの前の議会でもお話ししたような中で、小坂町、大分低いという状況では、そういうリーダーを育てながら自主防災組織も率を高めていくような事業だと私は思っております。そういう中で、どんどんこういうリーダーを育てていくというのは大変ありがたいことですし進めていっていきたいと思いますが、小坂町としてこのリーダーを育成するに当たって、周知方法はどのようなことで周知していくのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 今回想定しているのは、もうあらかじめ想定している方がいて、その方にまず率先してリーダーになっていただきたいなということで動いているところです。自主防災組織の組織率、確かに小坂町で現状低いので、それを町内満遍なく整えていくためにも今後リーダーの養成は継続していかなければならないと考えておりますので、それに関してはまた来年度以降も継続して広く、今度はこちらで想定するのではなく町民からも募集をしたりしながら進めていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 分かりました。大変県としても頑張っている事業と捉えていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号～議案第54号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第49号、日程第19、議案第50号、日程第20、議案第51号、日程第21、議案第52号、日程第22、議案第53号、日程第23、議案第54号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第49号から議案第54号の小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

現在の委員の任期が令和3年6月3日で満了となりますことから、小坂町小坂財産区管理会条例第3条第1項に基づき、議会の同意を求めるものであります。

管理会委員につきましては、関係団体であります川下入会集団協議会に委員の推薦をお願いし、次の6名の方の推薦をいただいております。

本田敦士さん、杉原文隆さん、熊谷光康さん、澤口紀夫さん、熊谷敏さん、木村武夫さんでございます。

いずれの方も、長い間、入会集団に関わっており、小坂財産区について豊富な知識、経験を持っておられますことから、管理会委員として適任と確信しております。

なお、任期は令和3年6月4日から令和7年6月3日までの4年間となります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

日程第18、議案第49号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第49号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第49号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人でありまして、お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君を立会人に指名いたします。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロであります。

以上のおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第50号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき
同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第50号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第50号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロであります。

以上のおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第51号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第51号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第51号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成7票、反対4票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第52号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第52号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第52号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第53号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第53号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第53号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には6番、秋元英俊君、7番、成田直人君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第54号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第54号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第54号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[投票]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロであります。

以上のおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたし

ました。

これをもって、令和3年第3回小坂町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時22分